



内閣府

# 公益信託制度の概要

(検討中・未定稿)



内閣府公益信託イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」

内閣府公益法人行政担当室



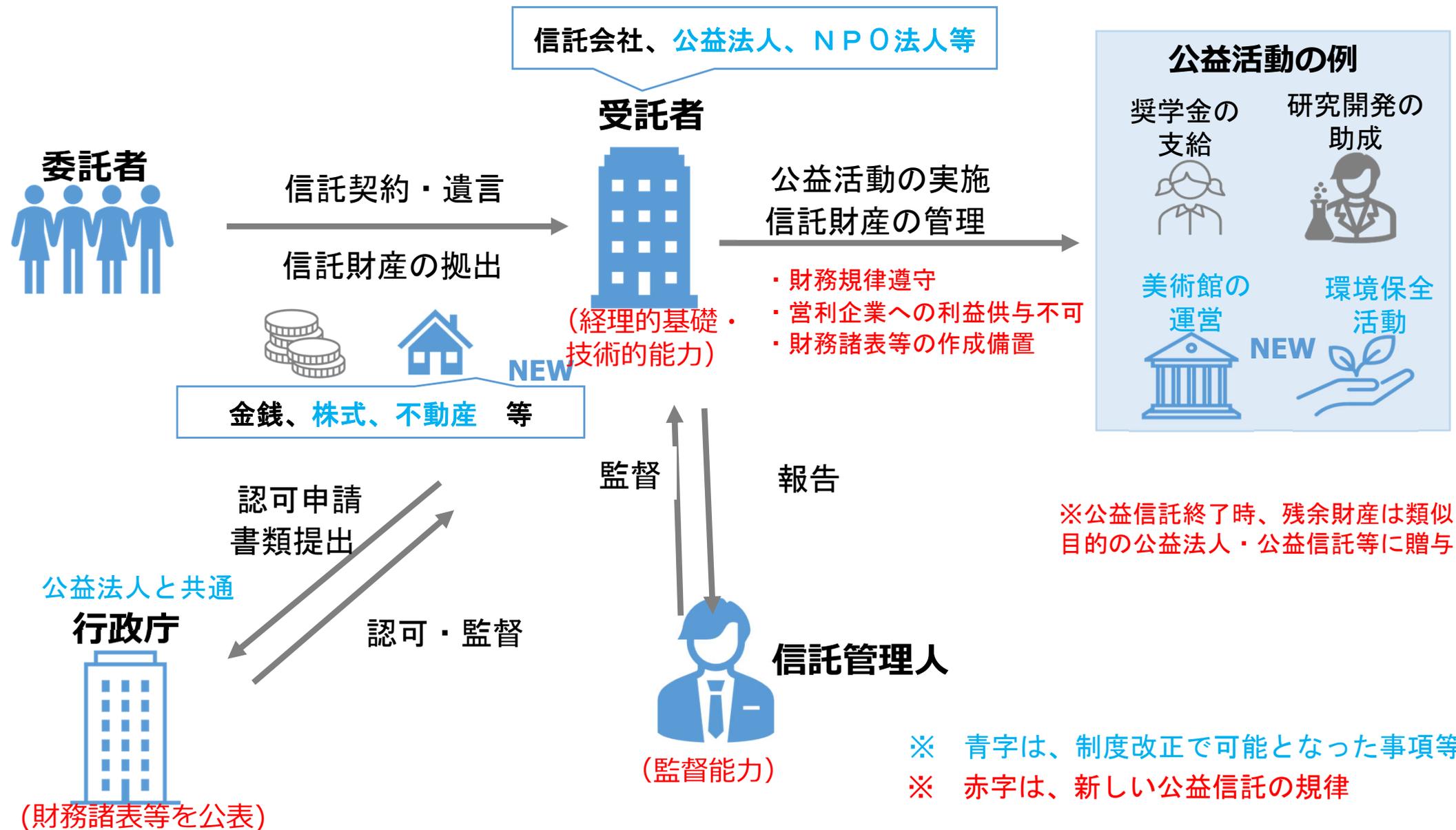
# 目次

1. 新しい公益信託制度の概要 P 2
2. 公益信託制度詳細（検討中） P 7
  - ・ 公益信託制度について（8頁）
  - ・ 公益信託の関係者（9頁～11頁）
  - ・ 公益信託のガバナンス（12頁～14頁）
  - ・ 公益事務について（15頁～18頁）
  - ・ 公益認可基準について（19頁～26頁）
3. 参考情報 P 27

# 新しい公益信託制度の概要

# 新しい公益信託制度の概要

- 公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の思い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。
- 公益信託制度が抜本的に見直され、民間の公益活動のより身近なツールとなりました。

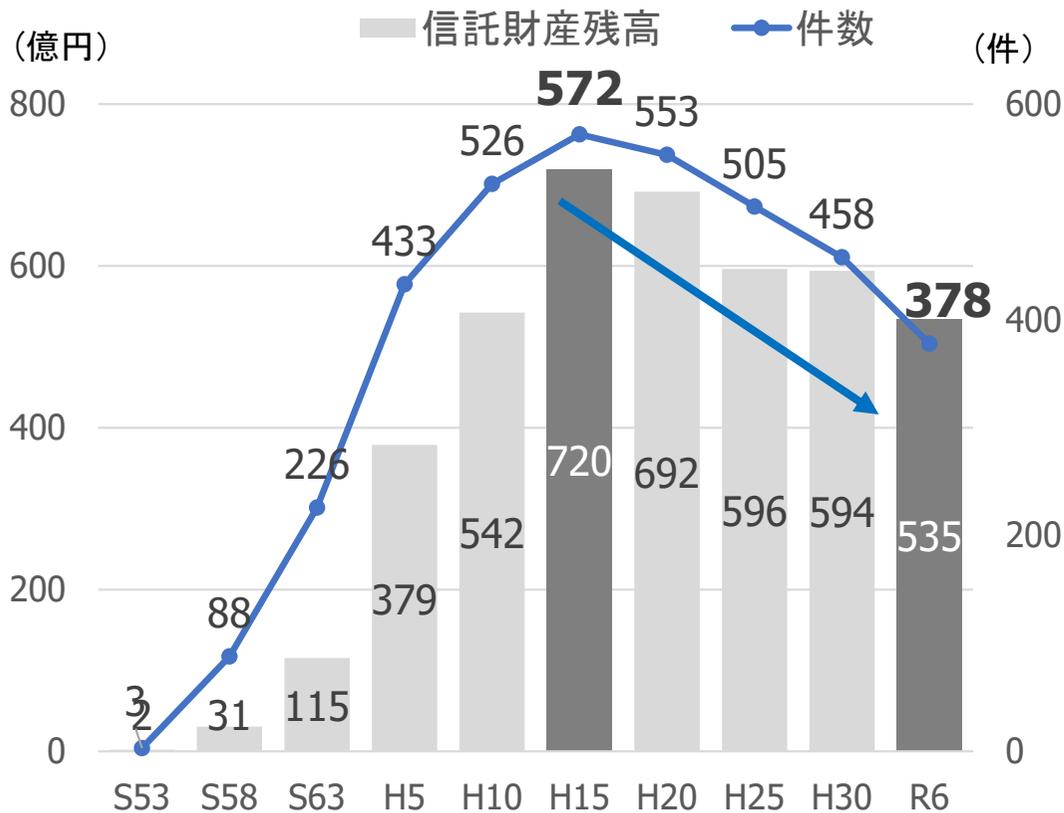


# これまでの公益信託

## 最近、発足した公益信託の例

出所：一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和5年3月末現在)」、「同(令和4年3月末現在)」

名称	活動内容等
公益信託 島田宗衛・令子記念育英基金	東京都大田区・千葉県千葉市を中心とする東京都および千葉県内の高等学校に在籍する、学業優秀、品行方正でありながら経済的に恵まれない生徒に対して奨学金を給付する。 (委託者：個人)(当初信託財産：1億円)
公益信託 商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金	モーリシャス沖のタンカー座礁事故被害の影響を受けたモーリシャス共和国の自然環境回復、保全に貢献する支援を行い、かつその活動がモーリシャス国民の健康的な生活及び持続可能な経済発展に資すること。(委託者：法人)(当初信託財産1億円)



### 公益信託の活用が低調な理由

- 1 主務官庁制の下で  
許可・監督の基準が不統一
- 2 引受け許可申請手続きに  
時間とコストがかかる
- 3 受託者、信託財産、信託事務、報酬等に  
事実上制限あり
- 4 認知度が低い

# 改正前後比較

- 改正前は、各省の申し合わせや税法令によって、受託者や信託事務の内容等が制限されていました。
- 今般の改正により、このような制限を見直し、統一の行政庁が法令の基準に基づき認可・監督を行う制度となりました。

改正前



改正後



公益信託の制度内容

- 1 受託者は事実上  
信託会社に限定
- 2 信託財産は事実上  
金銭に限定
- 3 公益事務は助成がメイン



- 1 認可基準を満たせば、信託会社  
以外も受託者になることが可能
- 2 有価証券や不動産等も  
信託財産とすることが可能
- 3 助成以外にも美術館・学生寮の  
運営等様々な公益活動が可能

制度設計

- 4 主務官庁の裁量による  
許可・監督制度
- 5 税制優遇を受けるためには  
別途手続きが必要

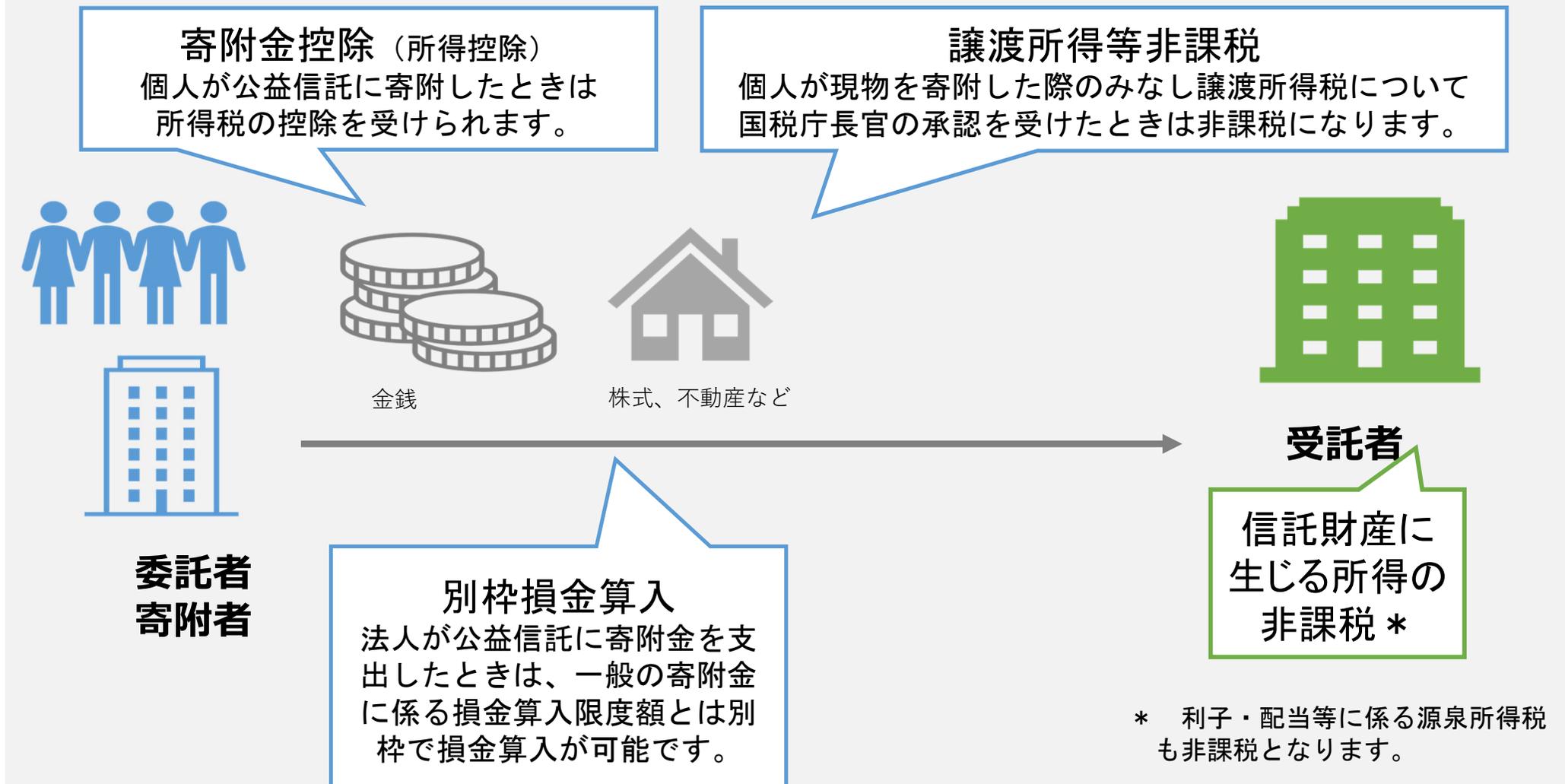


- 4 統一の行政庁による  
認可・監督制度
- 5 公益信託認可と税制優遇が連動

# 公益信託に係る主な税制

- 令和6年税制改正により、公益信託認可と税制優遇が連動し、認可を受けた全ての公益信託において、財産拠出者の寄附金控除、法人税の別枠損金算入等、基本的に公益法人並みの税制優遇を受けることとなりました。

## 主な優遇税制の内容



## 公益信託制度の詳細（検討中）

公益信託法に基づく政令、内閣府令等は、本年6月に公布されていますが、これらを踏まえた具体的な運用については、現在、検討中です。

以下の資料は、現在、検討中の公益信託のガイドライン案（イメージ）を踏まえたものであり、確定したものではありません。

今後、ワークショップに参加される方々の御意見を始め、関係者の御意見を伺いつつ見直しを行い、施行準備研究会の議論、パブリックコメント、公益認定等委員会の議論を経て、年内に成案を得る予定としています。

# 公益信託制度について

## 1. 公益信託の定義

- 公益信託は、公益信託法の定めによりする受益者の定めのない信託であって、「公益事務」を行うことのみを目的とするものをいいます。
  - ※ 原則として、公益信託法33条等で読み替えられた信託法が適用されます。ただし、公益信託は、信託法258条の信託からは除外されるため、信託法第11章の規定は適用されません。
  - ※ 「公益事務」は、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいいます(公益事務について、15～18頁参照)
  - ※ 「公益信託事務」という用語も使われています。これは、公益事務の実施のほか、資産運用や管理業務(各種書類の作成など)も含め、公益信託のために行われる信託事務全体を指す概念です。

## 2. 公益信託の設立

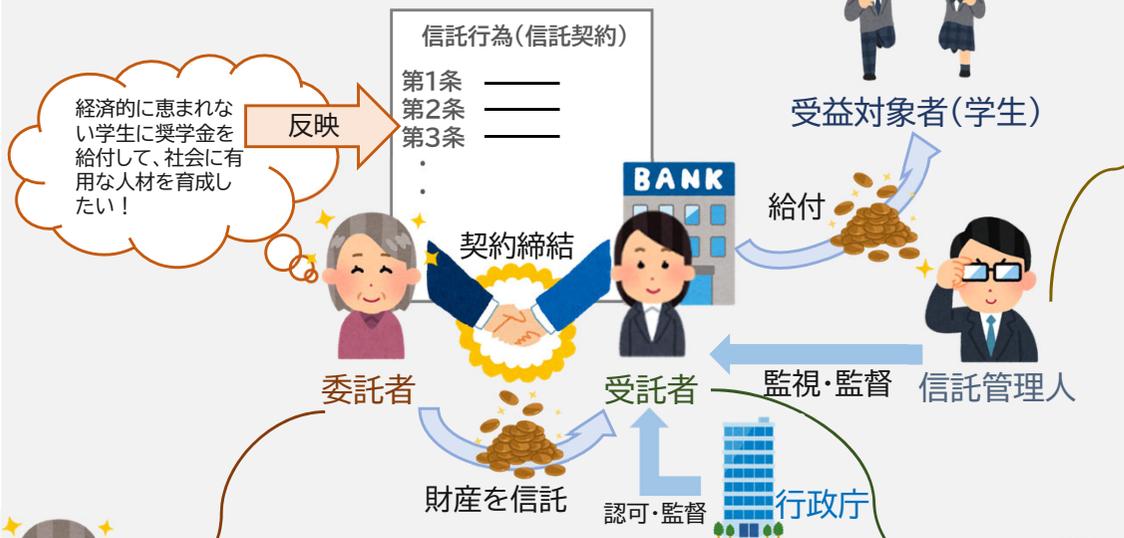
- 公益信託は、委託者と受託者の信託契約又は委託者の遺言(これらを「信託行為」といいます。)により設立されます(公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、効力を生じません。)
  - ※ 信託行為に、2以上の都道府県で公益事務を行う旨定めるものは内閣府が、それ以外は都道府県が行政庁となります。行政庁は、公益信託認可基準(19頁参照)に適合(欠格事由に非該当)すると認めるときは、認可します。認可の申請は、受託者が行います。行政庁は、合議制機関(公益認定等委員会等)の諮問・答申を経て判断します。

## 3. 公益信託の運営等

- 受託者は、財務規律や情報開示など、公益信託に求められる規律(20頁参照)を遵守しつつ、信託行為に従い、公益信託を運営します。
- 行政庁は、公益信託の適正な運営を確保するため、監督を行います。毎年度の定期提出書類(原則、公表)を確認し、必要に応じて報告要求・立入検査で実態を把握し、必要があれば、勧告、命令、公益信託認可の取消等を行います。

# 公益信託の関係者

## 公益信託制度の全体像



### ◆どのような人?

- ・委託者・受託者から独立の立場から受託者を監督(委託者・受託者の親族等は欠格事由)
- ・受託者を適正に監督できる能力(行政庁が審査)
- ・信託管理人及びその親族等に対する利益供与は不可

### ◆主な権限

#### (通常業務)

- ・執行方針(事業計画・収支予算書)の承認
- ・受託者による公益信託事務の処理状況の監督
- ・利益相反行為の承認、義務違反行為の取消・差止、損失補填請求
- ・実績(財務諸表・信託概況報告)の承認

#### (公益信託の枠組み)

- ・受託者の選・解任(委託者との合意)
- ・信託の変更(委託者・受託者との合意)

### ◆どのような人?

- ・信託財産を拠出し、公益信託の枠組みを設定(信託行為)
- 公益信託の枠組み:公益信託の目的、公益事務の内容等
- 公益信託のガバナンス
- 受託者・信託管理人

#### (公益信託における特徴)

- ・信託財産が、委託者に戻ることはない。
- ・委託者及びその親族等に対する利益供与は不可
- ・委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。

### ◆主な権限

- ・信託事務の処理状況についての報告を受ける
- ・受託者の選任・解任(信託管理人との合意)
- ・信託の変更(受託者・信託管理人との合意)

※ 信託行為に定めることで、受託者による公益信託事務の処理状況の監督に係る権限(損失補填請求など)を有する。

### ◆どのような人?

- ・信託契約の当事者。信託行為に従い、公益信託事務を実施

- ・公益信託事務に必要な経理的基礎及び技術的能力(行政庁が審査)
- ・受託者及びその親族等への利益供与は不可

### ◆主な職務

- 公益信託事務の執行方針の決定(事業計画・収支予算書)
- 公益事務の実施、財産の分別管理(資産運用を含む)
- 実績(財務諸表・信託概況報告)の開示
- 信託の変更の合意(委託者・信託管理人との合意)

### ◆主な義務

- ・善良な管理者の注意義務(自己のモノの管理より高い注意義務)。
- 忠実義務 (利益相反行為、競合行為の原則禁止等)
- ・権限外の行為や義務違反の場合、損失の填補・原状回復義務 (受託者が法人の場合、その役員も連帯責任)
- ・公益信託事務により生じた債務について無限責任

## (参考)受託者の義務等について

○ 受託者は、公益信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有し、信託の本旨に従い、公益信託事務を処理しなければなりません(信託法29条1項)。「信託の本旨」とされているのは、形式的に信託行為の定めに従うに留まらず、当該信託が設定された目的を達成するよう信託事務を処理する義務を負うということを強調したためです。

信託法は、信託財産の「管理」や「処分」を中心に規定されていますが、公益信託の目的は、公益事務(事業)の実施であり、信託財産の「管理」や「処分」は、公益信託事務の一部の要素といえます。

受託者が処理する公益信託事務として通常想定されるものの主な内容として挙げられるのは

- ・ 毎年度、公益信託事務の執行方針(事業計画・収支予算書)の決定(信託管理人の承認が必要)、
- ・ 当該方針に従った、公益事務の実施、信託財産の管理(資産運用等)、  
※ 信託財産の分別管理義務(34条)／信託帳簿の作成義務(37条1項)などが課せられています。
- ・ 年度終了後には、実績(財務諸表・信託概況報告等)のとりまとめ(信託管理人の承認が必要)(37条2項等)など。  
※ 事業計画、収支予算書、財務諸表・信託概況報告等は、行政庁に提出され、公表されます。

また、社会の変化や想定外の事態に適宜対応し、必要に応じ「信託の本旨」に従い、信託の変更等について検討することも受託者の義務と考えられます。

○ 受託者が、公益信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって処理しなければなりません(29条2項)。

「善良な管理者の注意義務」は、「自己の財産におけるのと同じの注意」より高度な義務であり、受託者の職業や専門性に応じて、当該職業等にある者として通常要求される注意義務です。公益信託においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等において表明することとしており、その説明に応じた高度の注意義務が求められます。

○ 受託者は、公益信託事務の処理や固有業務を処理するに当たって、公益信託の目的を犠牲にして、自己またはその利害関係人の利益を得ることが禁じられます(忠実義務。30条)。

忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(第32条)として規定されています。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定されます(40条3項)

○ 受託者がこのような受託者の義務を果たさなかったによって信託財産に損失又は変更が生じた場合には、損失の填補又は原状回復をしなければなりません(40条)。受託者が権限外の行為をして、信託財産からその費用等の償還を受ける行為等も、善管注意義務に違反する行為です。受託者が法人である場合には、その理事等も連帯責任を負います(悪意又は重過失の場合)。

また、公益信託事務の実施等に当たって受託者が行う契約等の主体は受託者であり、信託財産が十分でない場合には、最終的に、受託者が債務者としての責任を果たす必要があります。

## (参考)委託者について

○ 委託者は、信託の設定主体であり、設定の場面では大きな役割を果たしますが、設定後には、受託者や信託管理人ほどの重要性を有してはいません。

私益信託において、信託成立後は、信託に関する権利義務関係は、原則として受託者と受益者との間で形成されるものとしています。

いわゆる目的信託においては、受益者が存在しない中で、委託者の権限を強化(信託法260条等)してガバナンス確保を図っています。

公益信託においては、信託管理人を必置とすることでガバナンスの確保を図り、むしろ、委託者の影響力を制限するような規律も置かれています。

- ・ 委託者を帰属権利者とすることができない旨を明記(公益信託法4条2項4号カッコ内)
- ・ 信託行為に別段の定めがない限り、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了できない(同法23条2項)
- ・ 委託者の地位は、相続により承継しない(同法33条2項)
- ・ 公益認可基準に、委託者及びその親族等に対して特別の利益を与えるものではないこと(同法8条4号)  
(公益信託と、委託者及びその親族等との取引は開示の対象)
- ・ 信託管理人の欠格事由として、委託者又はその親族等である者(同法9条3号)

公益信託における委託者の権限として、信託法には、次の権限が定められています(信託行為において制限可(信託法145条1項))。

- ・ 公益信託を監視・監督する権限として、  
信託事務の処理の状況について報告請求権、受託者の選解任に係る権限 など
- ・ 信託の基礎的な変更に関する権限として、  
信託の変更に係る権限、信託の終了、信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割等に係る権限 など
- ・ 利害関係人としての権限  
また、信託行為に定めることにより、受託者等による権限違反行為の取消、利益相反行為の取消、受託者の競合行為に対する介入、帳簿等の閲覧請求 等の権限を付与することも可能とされています(信託法145条2項)。

このほか、信託行為において、任意に委託者の権限を定めることは排除されませんが、

- ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要があり、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできない。  
法令に反しない範囲で助言する等は可能であるが、その際には、公益信託が委託者の私的利益のために用いられることがないよう配慮することが求められます。
- ・ 信託行為において、委託者の権限が規定されている場合には、公益信託の審査・監督に当たり、公益事務の公益性が確保されるか、委託者等に特別の利益を与えるものではないと言えるか、等についてチェックされることとなります。

# 公益信託のガバナンス

※ 現時点のガイドライン案に即して記載

◆ 公益信託には、公益信託事務の内容に応じ、信託契約に従い、適切に意思決定を行い、

- ① コンプライアンスを確保しつつ、適正に公益事務を実施
- ② 資源提供者や信託関係者が適切に意思決定を行う前提として適正な会計報告等を行うための仕組み(体制、制度など)が求められます。

公益法人の場合、業務を執行する代表理事をチェックする仕組みが、法令において設けられており、そのガバナンスを前提に「経営判断」が行われます。

◆ 必要な「仕組み」は、

- ① 公益信託事務の難しさ(裁量の大きさ、規模など)に応じ、
- ② 受託者、信託管理人その他の公益信託の枠組み全体で確保されている必要があります。

公益信託においては、公益信託の内容、既存の仕組み(受託者や信託管理人の機関(ガバナンス)等をうまく組み合わせた座組を作ることで、柔軟に必要な「仕組み」を確保することができます。  
公益法人制度と比較して、受託者の経営判断は必須とはされません(「受託者自治」は、信託行為に制限されます。)

◆ 公益信託事務の難しさや、公益信託の枠組みは、信託契約において明確にされます(信託契約の変更は、原則として変更認可申請が必要)。  
信託行為の内容を前提に、

信託契約において、公益事務の内容、信託財産、受託者の職務、公益信託事務の処理の方法、信託管理人の職務、公益信託事務の委託、合議制機関を置く場合に関する事項、利益相反行為に関する事項等を記載しなければならないとしています(公益信託規則第1条)。

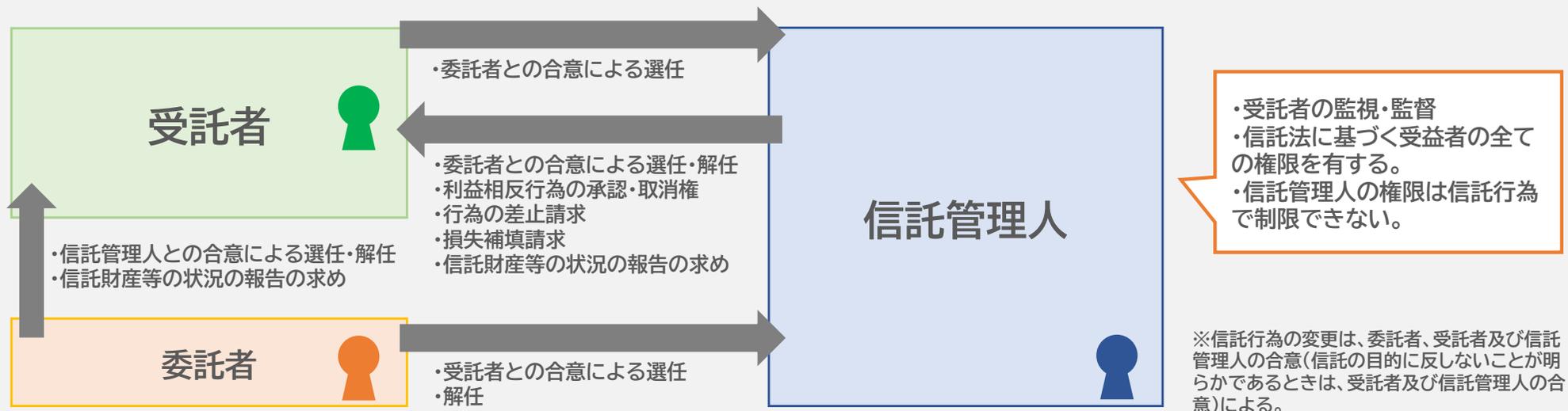
- ① 受託者の経理的基礎及び技術的能力、
- ② 信託管理人の管理能力

により、全体として、必要な「仕組み」が確保されているか判断されます。

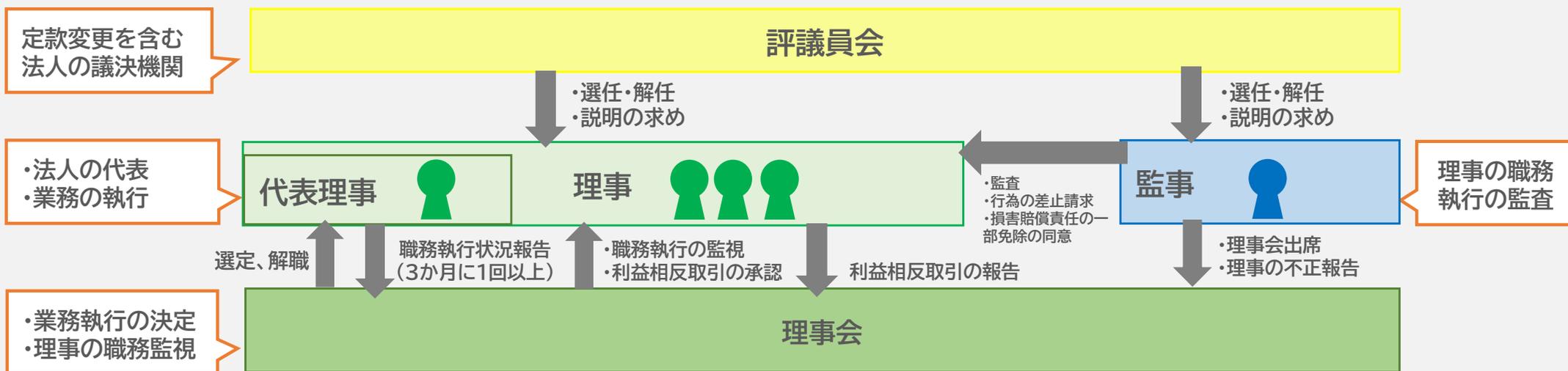
受託者の能力と信託管理人の能力は、両者を合わせた全体として判断されます。法令上、信託管理人の監督能力について、「公益信託事務の内容及び受託者の能力」に照らし判断すると明記(公益信託規則第5条1号)。

# 公益信託と公益財団法人のガバナンス

## 公益信託



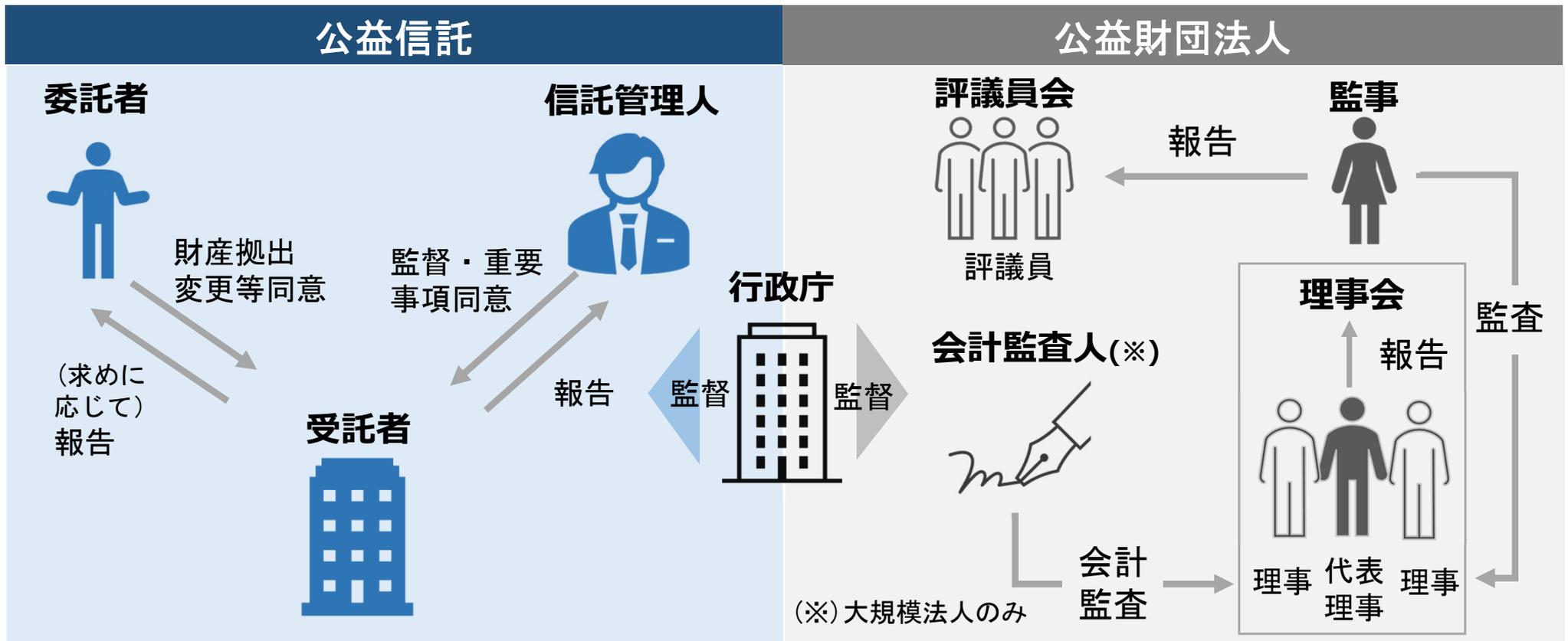
## 公益法人(財団)



# (参考) 公益信託と公益財団法人の比較

## 主な相違点

1	公益事務のみが実施可能	公益目的事業の他、 収益事業・共益事業も可能
2	委託者・受託者・信託管理人で設定可	理事・監事・評議員等が必要。また 理事会等の機関や事務所の設置が必要
3	信託行為に基づき、受託者が公益信託 事務を処理	定款に基づき、法人の経営判断により、事 業を実施



# 公益事務について①

## 「公益事務」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

公益信託において実施しようとしている事務が別表各号のいずれを目的にしているかを検討

### 公益信託法 別表(第2条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- .....
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

具体的な事務の内容が、公益目的に寄与し、不特定多数の者の利益の増進になっているかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査 検定	○不特定多数の利益増進への寄与を明示?
	○検査検定の基準を公表?
	...

## ◆ 公益事務該当性の判断

公益事務に該当するか否かについては、信託契約、申請書の記載、事業計画その他の添付書類を確認し、合議制機関が判断します。その際には、

### ① 公益信託の目的が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、公益信託法別表各号に該当していること

単に「目的」が掲げられているだけでなく、その「公益事務の内容」及び「手段」が、

### ② 当該目的を実現するためのものであること(事務の合目的性)が合理的に説明できること

### ③ 当該目的を実現するための事業の質(専門性や公正性、不利益発生の排除など)が確保されていること

### ④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと(受益の機会の公開など)

### ⑤ 事業内容に透明性があること

⑤ 透明性は、事業の質の確保の観点からも重要です。

### ⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があることについて、事業内容等に応じて必要な確認をします。

① 社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断します(掲げられた目的ではなく、公益事務の具体的な内容に即して、判断されます)。

② 公益事務の内容をその手段で(適切に)実施することにより、公益目的が実現することについて、合理的に説明可能であることが求められます。

③ 公益事務が、事業の質が確保されず、不適切に実施された場合には、予期した効果は得られないだけでなく、社会的な不利益が生じます。

④ 受益の機会の限定を行う合理性があり、利益が不特定多数に及ぶことについて合理的説明がある場合には、問題ありません。  
なお、公益信託の目的に照らして不当な差別を行うことは認められません。

⑥ 多くの営利企業が社会貢献活動を行うなど、同じ分野で様々な種類の法人等が活動している実態に留意し、公益事務を行う地域・社会の具体的な時な状況等に即し、かつ、徒に小さな単位で切り出すのではなく、公益信託の目的との関連性を踏まえて判断します。

## ◆ 申請書に記載していただく予定の事項

### 1. 公益事務の種類

ア:別表のどの号に該当するか

イ:事務の目的が、別表に該当すると考える理由

### 2. 公益事務の内容

#### (1) 公益事務の目的

<記載例>

信託契約第1条 この信託は、我が国において最先端技術の研究を行う学生に対する奨学支援を通じて人材を育成し、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

#### (2) 公益事務の概要

<記載例>

我が国において最先端技術の研究開発を行う大学・大学院にあって工学その他事業計画に定める学科等に在籍する学生のうち、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象に奨学金を支給する。

#### (3) 受益の機会

<記載例>

我が国において最先端技術の研究開発を行う大学・大学院にあって工学その他事業計画に定める学科等に在籍する学生のうち、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象に奨学金を支給する

応募の要件、参加の要件等を明らかにする。

#### (4) 受給対象者等の義務・受給の条件

<記載例>

支給対象者には、成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。

#### (5) 公益事務の合目的性確保の取組

<記載例>

支給対象者は、信託契約に定める選考委員会で決定する、公益事務に関連して取得した個人情報、受託者の規程に従い、適切に管理する。

### 3. チェックポイント該当性の説明

申請書の記載事項は、全体として公表対象。

このうち「1.事業の種類」及び「2.事業の内容」の記載の変更には、原則変更認可申請が必要になることを踏まえ、変更が見込まれる内容は、事業計画や規程に記載することも考えてください。

原則、信託契約に規定された「公益信託の目的」を記載するとともに、どのような目的で、どのような事業を行うかを明確に記載してください。

どのような種類の事務(助成、表彰など)を、どのような者を対象に行うかを記載する。営利企業が行う事業と類似の事務である場合は、公益事務としての特徴を記載してください。毎年の運営状況に応じて変動が予想されるものや、受託者の工夫として付随的・小規模に行うものは、事業計画に記載する前提で、記載を要しません。

受益対象者の義務(受益の条件(対価等)を明らかにする。対価は、「市価より低価とする」、「国民が気軽に観覧できる価格」などと記載した上で、具体的な価格等は事業計画に記載等で可

受益対象者を一定の範囲の中から選定する場合には、公正で質の高い選定を確保するための仕組みを記載  
その他、公益事務の質を確保するための取組や公益事務に応じたリスク排除の取組(個人情報保護、財産基盤の確保、安全性確保、不正や違法行為の防止など)を記載してください。

公益事務の類型に応じたチェックポイントがガイドラインに記載されているので、該当する旨の説明を記載してください。

# 公益事務について④（公益信託法別表）

## <公益信託法第2条による定義>

### 公益事務

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

### 別表(第二条関係)

- |   |  |
|---|--|
| 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務                                 | 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務               |
| 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務                                   | 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務           |
| 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務          | 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務                      |
| 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務                                   | 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務                              |
| 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務                           | 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務                         |
| 六 公衆衛生の向上を目的とする事務                                     | 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事務                                |
| 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務                               | 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務 |
| 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事務                                   | 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務               |
| 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事務 | 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務                          |
| 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務                                | 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの                 |
| 十一 事故又は災害の防止を目的とする事務                                  |  |
| 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務             |  |
| 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務              |  |

※「政令で定めるもの」は制定されていない

# 公益信託認可の基準(公益信託法8条各号)

「公益事務」は、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務であり、公益事務に該当するか否かは行政庁において判断されます。

## 1. 公益信託の目的および公益事務の性質、内容に関するもの

- ① 公益事務を行うことのみを目的とすること(1号)
- ② その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものであること(4号)
- ③ 委託者・受託者・信託管理人(親族等を含む)や営利事業者などに特別の利益を与えないこと(5、6号)
- ④ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公序良俗を害するおそれのある事業を行わないこと(7号)

## 2. 受託者及び信託管理人に関するもの

- ① 受託者に、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎と技術的能力があること(2号)
- ② 信託管理人に、受託者による公益信託事務の適正な処理のために必要な監督を行う能力があること(3号)
- ③ 受託者及び信託管理人の信託報酬について、不当に高額なものとならない支給基準を定めていること(11号)

## 3. 公益信託の財務に関するもの ※特定資産公益信託は適用除外

- ① 中期均衡期間(5年)において、公益信託事業に係る収入を適正な費用に充てることにより、その収支の均衡が図られていること(8号)
- ② 公益事務割合(費用ベース)が100分の70以上になると見込まれること(9号)
- ③ 使途不特定財産額が年間の公益信託事務費を超えないと見込まれること(10号)

## 4. 信託財産に関するもの

- ① 他の団体の意思決定に参与することができる財産(株式等)を保有していないこと(ただし、議決権の過半数を有していない場合はこの限りではない)(12号)
- ② 清算の場合に残余財産を類似目的の公益信託、類似事業を目的とする公益法人等又は国・地方公共団体に帰属させる旨の信託行為の定めがあること(13号)

# 公益信託に求められる規律

※ 特定資産公益信託については、財務規律は適用されません。

## 1. 公益信託基準適合性の継続的な確保等

- ・ 公益信託基準に適合しなくなった場合は、公益信託認可の取消事由(30条2項1号)
- ・ 財務規律の順守(公益信託法第16条・17条)
- ・ 不適切な寄附の募集の禁止(同法18条)
- ・ 支払い基準に従った公益信託報酬の支払い(公益信託法19条)

## 2. 書類の備置き・情報開示

(1) 年度開始前に作成が必要な書類(年度終了まで保存・開示・公表)

- ・ 事業計画書(規則39条1項1号)、収支予算書(同2号)、資金調達・設備投資の見込み(同3号)
- ・ 公益事務の内容、受託者・信託管理人名等(同4号) ※ 変更がない場合に改めて作成を要しない。

(2) 年度中に作成が必要な書類(10年間保存・開示・公表。ただし、その他信託事務の処理に関する書類は非公表)  
信託帳簿(信託法37条1項)、その他信託事務の処理に関する書類(信託法37条5項)

(3) 年度終了後3月以内に作成が必要な書類

- ・ 計算書類(原則、貸借対照表及び損益計算書等)(信託法37条2項)、財産目録(公益信託法20条1項)
- ・ 信託概況報告(信託法37条2項)
- ・ 受託者に関する重要な事項(規則40条1号): 定款、財務諸表(一部を除き貸借対照表要旨で可)、役員名簿、職員数
- ・ 公益信託事務に関する重要な事項(同2号): 株式等の保有状況、関連当事者との取引 等
- ・ 財務規律に係る明細等(同条3~8号)

## 3. 信託法上の義務

- ・ 利益相反行為の原則禁止(信託法31条)
- ・ 競合行為の原則禁止(信託法32条)
- ・ 財産の分別管理(信託法34条) など

## ◆ 受託者には、以下の経理的基礎が求められています(公益信託規則4条1項)

### 1 公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること

信託財産については、信託行為、予定財産目録、収支予算書等により、公益信託の規模に見合った公益事務実施のための資金計画が適切に見積もられているかが確認されます。

固有財産については、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を有しているかを確認することとしており、債務超過でないことを一つの指標と位置付けつつ、債務超過の理由や安定的な収入見込み等を聴取して柔軟に判断されます。

### 2 公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること

貸借対照表・損益計算書・信託概況報告等(財産目録等)の書類についての作成プロセス(受託者内部のチェック体制等)や責任について信託行為に定められている必要があります。

情報開示の適切性を確保するためには、会計に知見がある者がしっかりと関与して作成される必要があります(収益・費用額が1億円以上の公益信託は、公認会計士や税理士等の会計に精通した者が確実に関与し、収益・費用が1億円未満の公益信託では、経理事務経験者(概ね5年以上)が確実に関与する仕組みが確保されている必要があります。)

### 3 財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる仕組みが整備されていること

分別管理について、専用口座の開設、物理的な区分(棚やキャビネットの専用使用など)や管理に係る内部手続き等が整備されていることが求められます。

経理の仕組みについて、受託者には、信託財産の種類や規模、信託行為の定め等に応じて、適切に対応できる体制等を整備し、帳簿等の作成を適切に行い、不適正な経理を行わないことが求められます。

不適正な経理を行わないことについて、最低限のルール(規程の整備)や体制(組織的・制度的)対応等が整備されている必要があります。特に、公益事務が、受託者の固有業務と一体的に実施される場合には、ルールの明確化・利益相反防止のための仕組みの整備等が求められます。

## ◆ 受託者には、以下の技術的能力が求められている(公益信託規則4条2項)

### 1 公益信託事務の内容に照らして公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること

と

・公益信託に係る重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)を確保するための体制、選考その他個別の意思決定を適切に行うための仕組み及び公益事務を実施するための人員・設備その他の体制が考えられます。

意思決定の適正性確保の体制として、以下が考えられます。

ア:信託会社、上場会社などが受託者

イ:法令・定款において、理事会等の三分の一ルールが定められている法人(公益法人、社会福祉法人等)が受託者

ウ:軽量の公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関の同意を必要とするもの

エ:軽量の公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人(法令・定款において理事会の三分の一ルールが定められている法人又は独立した3人以上の信託管理人がいる場合)の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として「3か月」に1回以上確認する旨を信託行為において定められているもの

オ:軽量の公益信託であって、公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、意思決定に関して、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの。

### 2 公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組みが整備されていること

・公益事務の実施により公益目的を実現するには、公益事務に応じた専門性が確保されていることが必要。  
・受託者自身として専門家を確保している場合だけでなく、合議制機関の設置や第三者への委託により専門性を確保することも可能です。  
・多数の中から選考するような場合には、専門家を含む合議制機関が選考を行うような仕組みが望まれます。  
また、資産運用に関して専門家の関与を得ることも考えられます。

### 3 公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること

・一般に、受託者の任務が終了した場合に、次の受託者を選定することは容易ではないことが多く、新受託者の選任方法(選定権限、選定手続等)について信託行為に定めておくことが望まれます。  
・特に、受託者が自然人(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含みます。)である場合、何時かは死亡するほか、病気やけが等の事情で任務を遂行できなくなることも想定されます。公益信託の存続期間が5年を超える場合には、後継受託者の指定や具体的な選定プロセス等を定めていることが必須となります。

# 公益信託認可の基準について【③信託管理人の監督能力】

※ 現時点のガイドライン案に即して記載

◆ 信託管理人には、以下の監督能力が求められている(公益信託規則5条)。

1 公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力を有すること

2 公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること

監督をするために必要な知識・経験その他の能力とは、法律や会計・経理の知識経験、公益事務や信託財産の管理・運用に関する知識・経験等が求められます。幅広い分野で高い水準の能力を有していることが望ましいが、多くの軽量の公益信託において、複雑な法的・会計的問題が想定されないことも踏まえ、公益信託事務の内容に応じた能力が求められます。

公益法人などガバナンスが確保された法人が、信託管理人となって受託者をしっかりと監督することにより、受託者自身のガバナンスを保管して公益信託の適正な運営を確保することも可能であり、法人を信託管理人とすることも有力な選択肢です。

信託管理人の任務終了の場合に、次の信託管理人を選任することは容易ではなく、特に、信託管理人の能力で受託者のガバナンスを補っている場合には、信託管理人の不在は深刻な問題となります。

また、委託者が存在せず、信託管理人の後任について具体的な定めがない場合には、監督される存在である受託者が信託管理人を選定する状況にもなりかねません。このため、信託管理人の選定手続等について信託行為に明確に定めることが望まれます。

例えば、次のような例が考えられます

- ・次期信託管理人について、信託管理人と委託者の協議によって予め定める方法
- ・〇〇士のうちから合議制の機関の同意を得て定める者 など

信託管理人は、法令上、

- ・ 受託者の業務執行方針(事業計画書・収支予算書)を承認し、
- ・ 事務処理状況についてモニタリングし(受託者に報告を求める)、
- ・ 受託者の処理に問題があれば、利益相反行為の取消、権限外行為の差止め、損失補填の請求などを行います。
- ・ 実績(計算書類・信託概況報告)を承認する 等の通常業務に係る権限のほか、受託者の選解任、信託行為の変更等についても強い権限を有しています。

しかし、信託管理人に期待される具体的な役割は、受託者の能力や公益信託事務の内容等により大きく変わることから、法令上細かい業務内容は定まっていません。例えば、受託者のガバナンスが十分確保されている場合は、法令に基づき、信託行為の変更等に同意するほか、事業計画や計算書類等のチェックをしていけば問題ないことが想定されます。

しかし、受託者のガバナンスが弱い場合は、信託管理人が定期的にモニタリングを行い、あるいは受託者の意思決定(軽微なものを除く)に同意するなどで、公益信託としてのガバナンスを確保することも想定されます。

# 公益信託認可の基準について【④特別の利益】

※ 現時点のガイドライン案に即して記載

## ◆ 公益信託事務を処理するに当たっては、次の者に、「特別の利益」を与えてはいけません

### <公益信託関係者(8条5号)>

- ・ 委託者、受託者及び信託管理人
- ・ これらの3親等以内の親族等
- ・ 委託者・受託者が法人である場合は当該法人 の理事等、支配法人・子法人

### <営利事業を営む者等(8条6号)>

・ 「特別の利益」とは、利益を与える個人または団体の選定や利益の規模が、事務の内容や実証法等具体的事務に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇を言います。

例えば、営利企業等に対して公正な手続きを経て助成金を支給するような場合は、一般には、特別の利益に該当しません(なお、上記の対象者以外の者に対しても、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益供与をしてよいわけではありません。この規定は、国民からの誤解等を招くことがないよう、情報開示を適切に行うとともに(右記参照)、必要に応じ、特別の利益が生じることがないことを担保する仕組みの構築を求める規律と考えられます。)

・ 「公益信託事務を処理するに当たって」は、公益事務の実施に限らず、資産運用等の財産管理や契約などが含まれます。

・ 公益信託関係者との取引については、国民によるチェックを確保する観点からも、透明性の確保を図ることとしている。

・ 公益信託関係者との取引は、関連当事者との取引に関する事項(規則40条2号ホ)として、毎年度終了後3月以内に、取引内容、取引金額等についての資料を作成し、開示等(行政庁による公表を含む。)を行う必要があります。

・ 公益事務の実施に当たって、受託者が役務や物品を提供し、その対価を受け取る行為も、公益信託関係者との取引に該当します。こうした行為は、信託法31条1項に規定する行為でもあり、想定される場合には、その内容等について信託行為に記載する必要があります(公益規則1条)。構造的に受託者に利益を与えるような形になっていないか(特別の利益を与えるものでないか)等の観点から審査が行われることが想定されます。

・ 特に、NPO法人などの固有事業と公益事務が一体的に実施されるような場合には、受託者と信託財産との取引、受託者の固有財産の状況なども含めた透明性の確保が重要です(このため、一体的に実施される場合には、受託者の計算書類及び事業報告についても、開示対象となります)。

・ 「営利事業を営む者」とは、利益の分配の可否に関わらず、「利益を上げる事業」を指します。したがって、収益事業を行う公益法人や、NPO法人なども対象に含まれます。ただし、公益法人の公益目的事業のための寄附等は、特別の利益の供与に該当しません。

また、関係のない個人や団体を介在させることによる規制の潜脱を防止するため、営利事業を営む者に対して特別の利益を供与する活動を行う個人・団体や、社員等への共益的活動を主たる目的とする法人への特別の利益の供与も禁じられています(公益信託令2条)。

# 公益認可の基準について【⑤ 財務規律(中期的収支均衡)】

- 公益信託の経常収入と経常費用が、中期的(5年間)に均衡することが求められます。  
 経常収入は、公益事務の収益、信託財産の利子収入など、経常費用は、公益事務のための支出(助成金など)や信託報酬などです。用途が指定された財産を区分経理する場合(原則として必要です)は、用途を指定された寄附金は経常収入から除外され、用途を指定された財産からの支出は経常費用から除外されます。  
 将来の大きなイベントの開催や資産取得等のために、資金を積み立てる場合(公益充実資金)は、当該積立は経常費用に含まれます。
- 毎年度、公益事務に係る各年度の経常収入と経常費用を比較し、各年度の単年度収支を算定します。
- 黒字の場合、過去の赤字が残存しているときは当該赤字を通算し、なお黒字が残る場合は、翌事業年度以降の事業拡大等により解消します。発生から5年間を経過した黒字が解消されない場合、中期的収支均衡を欠くと判断されます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,000,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
R8	-1,000,000										
R9	-500,000	0									
R10	-500,000	0	-500,000								
R11	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R12	-500,000	0	-500,000	-500,000	-500,000						
R13	通算不可	0	0	0	0	3,000,000					
R14			0	0	0	2,500,000	0				
R15				0	0	2,500,000	0	0			
R16					0	2,400,000	0	0	0		
R17						1,900,000	0	0	0	0	
R18						1,400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算しR9年度の黒字を解消

発生した黒字は、過去4年分の赤字と通算可能  
 R13年度に450万黒字が発生した場合は、R9～R12年度の赤字と通算可能。

R12までに解消できなかった50万は、R13以降通算不可

5年経過した黒字が存在  
 →中期的収支均衡不適合

## 公益認可の基準について【⑥ 財務規律(使途不特定財産/公益事務割合)】

### 【使途不特定財産の保有制限】

・毎年度の末日において、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産(使途不特定財産)を、1年分の公益信託事務相当額を超えて保有することができません。

※ 公益信託においては、受託者が、使用見込みのない財産(固定資産等)を受け入れることは、一般には、受託者の権限外の行為として、行うことができないと考えられます。主に、公益事務の縮小等により使わなくなった場合等を想定した規律と考えられます。また、今後、相当の対価収入を得る公益事務を実施する公益信託が出現した場合なども問題となり得ます。

### 【公益事務割合】

・事業費/(事業費+管理費)が、100分の70以上であることが必要があります。

※ 事業費…公益事務の実施に係る事業費の額(公益信託規則24条条第1号)

管理費…公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額(同条第2号)

## 特定資産公益信託

・信託財産及び公益信託事務の内容に鑑み、収入及び支出についての予見可能性が高く、財産が確実に公益目的のための活用されることが確保されている公益信託(特定資産公益信託)については、財務規律を適用しないこととされています。

・また、特定資産公益信託については、簡易な財務報告(収支決算書等)で可としています。

・特定資産公益信託の要件(次の内容が信託行為に定められている必要があります)

- ① 信託財産の抛出又は寄附された資産が金銭に限られること。
- ② 財産の内容が、金銭、預金、国債、地方債等に限られること。
- ③ 公益事務が、助成金の支給又はこれに類する金銭の支出であること。
- ④ 信託財産から生ずる利子等の収入を超える額を、毎年度支出すること。

# 参考

# 新公益信託法の解説 - 認可から終了までの流れ -

## 認可

## 監督

## 終了

### 主な認可基準(第8条)

- 信託の目的
- 受託者・信託管理人の適正性
- 財務規律充足の見込み
- 報酬の適正性
- 残余財産の規律 等

### 認可後の遵守事項 (第16条～第21条)

- 財務規律の充足
- 公益信託報酬の支払基準  
どおりの支払い
- 財産目録等の備置き、行政  
庁への提出 等

### 公益信託の終了事由 (第23条)

- 信託目的の達成・不達成
- 信託行為の定め
- 公益信託認可の取消し 等

### 欠格事由(第9条)

- 特定の法令違反による刑罰を受けた者  
(受託者・信託管理人)
- 受託者・委託者の親族等特別の関係のある者(信託管理人)
- 信託行為の法令・行政処分違反
- 暴力団員等が支配するもの 等

### 公益信託認可の取消し 事由(第30条)

- 不正な手段による公益信託  
認可
- 暴力団員等による支配
- 行政庁の命令に従わない  
とき 等

### 信託の終了及び清算 (第25条～第27条)

- 終了・清算の届出
- 他の公益信託の受託者、公益  
法人等への残余財産の帰属
- (信託目的の達成等により  
終了した公益信託は類似の  
信託目的に変更して公益信託を  
継続することも可能(第24条))

### 公益信託の変更には認可が必要 (第12条～第15条、第22条)

- 受託者・信託管理人の選任
- 類似の信託目的への変更
- 信託の併合又は分割 等  
(届出)軽微な変更、受託者・信託管理人の辞  
任、解任 等

	公益信託の設定	公益法人の設立	指定寄附・冠基金
拋出者の意向	委託者が信託目的等を設定し信託行為をするため、 <b>委託者の想いが反映可能</b>	定款の定めにより、設立者の意向に沿った事業内容とすることが可能	寄附契約の内容や団体の実態に応じて様々
手続	受託者が行政庁に対して認可申請をすることから、委託者にとっては <b>公益法人設立と比較し負担が少ない</b>	定款認証を受け、一般法人を設立し、行政庁による認定を受ける必要がある	寄附契約の内容にもよるが、簡易な手続で可能
規模	<b>機関設置が不要</b> であることから、公益法人と比較し小規模な財産で設定が可能(最低限の運営費等は必要)	法人運営のため、機関設置・一定の財産が必要	寄附先団体によるが、少額からの寄附が可能
財産	金銭的価値を算出できるものであれば、 <b>不動産や権利等も信託財産とすることが可能</b>	設立時の財産に特段の制限はない	寄附先団体により、受け入れ可能財産は変わる
税制優遇	寄附金控除、別枠損金算入等の <b>優遇あり</b>	寄附金控除、別枠損金算入等の <b>優遇あり</b>	寄附金控除、別枠損金算入等優遇は寄附先団体による
破綻時の取扱い	受託者が破産しても信託財産は保護(倒産隔離機能)	—	寄附先団体が破産した場合には、保護されない

# 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)			令和7年 (2025)		令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)
公益法人制度	6/2 12/22	3/5 5/14 5/22 10/30	12/20	4/1				3月	
	有識者会議最終報告 税制改正大綱決定	改正法案国会提出 改正法案成立 改正法公布	改正政令・内閣府令公布 新ガイドライン策定 新会計基準策定	法人・都道府県への説明・周知、新制度への移行支援 <b>改正認定法令施行</b>		システム等順次整備 (一元的な情報提供プラットフォーム等)		経過措置（区分経理、ガバナンス新基準等への適合完了）	
公益信託制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>下位法令等の検討</li> <li>令和7年度の税制改正要望等</li> <li>関係者ヒアリング等</li> </ul>			<b>新たな公益信託の施行準備研究会 (1月～)</b> 政府令・ガイドライン・モデル契約等検討 <b>会計研究会 (～3月)</b> 公益信託会計の在り方検討				3月
			6月27日に政令、府令、合同命令を公布			<b>新公益信託法令施行 (予定)</b>		経過措置（現行の公益信託の移行（期間満了までに申請））	

政令・内閣府令・ガイドライン、会計の在り方等の検討状況については、内閣府「公益法人Information」で随時、公表しています。

## 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

[ホーム](#) > [公益信託を知る](#) > [新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会](#)

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)については、令和8年4月の施行に向けて、新制度に係る政令、内閣府令の考え方その他新しい公益信託制度の詳細について、施行準備や移行にあたって特に影響のある事項を中心に、広く法律、信託実務、公益法人等の活動に関して知見を有する識者の参画を得て、速やかにかつ専門的・集中的に検討を行う必要があることから、施行準備に関する研究会を設置する。

### 目次

[新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置について](#)



[新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 構成員名簿](#)



[会議開催状況](#)



<https://www.koeki-info.go.jp/trust/h8ajzkb8mt.html>